



# クレジット決済サービス 申込書

ご契約者様捺印

グローバルペイメント株式会社 御中



●ご契約者様記入欄

ご記入日：西暦

年

月

日

ご契約者様情報	法人番号 (13桁)												←「法人番号指定通知書」に記載の13桁の番号です。 法人契約の場合のみ、必ずご記入ください。	実印
	フリガナ													
	会社名 (個人の場合は店舗名)													
	会社所在地 (個人の場合は店舗所在地)	〒												
	ご連絡先	TEL						FAX						
	フリガナ						生年月日	※西暦表記でお願いします						
	代表者名							年	月	日				
	代表者住所	〒												
	代表者ご連絡先	TEL						携帯						
郵便物送付先 (マニュアル他)	<input type="checkbox"/> 店舗所在地 <input type="checkbox"/> 会社所在地 <input type="checkbox"/> その他 →	※ その他の場合はこちらにご記入下さい。 〒											( )宛	

導入先 (店舗・サイト)	フリガナ						月商 (見込み)			万円	
	店舗名 (サイト名)						内カード売上	( )			
	店舗URL						業種				
	店舗所在地	〒									
	店舗担当者情報	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他 →	フリガナ				スタッフ数	店舗TEL			
			担当者				名	店舗FAX			
		メール (担当者)									
明細書送付先	メール 携帯メール不可	※こちらは必ずご記入下さい。									

振込先	金融機関名						<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> ( )	支店名						<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> ( )
	金融機関コード			支店コード (店番号)			口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						(右詰めにてご記入ください)
	口座名義													

連帯保証人	フリガナ						フリガナ					
	氏名						勤務先					
	※保証人様条件	ご契約者様本人(若しくは第三者様)のご署名・ご捺印をお願い致します。					TEL					
住所	〒											印

裏面にも記入・捺印欄がございます

●グローバルペイメント記入欄

ご契約内容	利用カードブランド	<input type="checkbox"/> VISA MasterCard	<input type="checkbox"/> J C B	<input type="checkbox"/> AMEX	<input type="checkbox"/> DINERS	<input type="checkbox"/> 銀聯カード	
	決済通貨	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> \$	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> \$	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> \$	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> \$	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> \$	
	決済手数料条件	基本	%	%	%	%	%
		オプション	%	%	%	%	%
		合計	%	%	%	%	%
	1回あたりの決済上限額	円	円	円	円	円	
	トランザクション費用	50 円/件	お取引制限	1ヶ月1カードに対する決済上限額 ( ) 円			
	取消手数料条件	当日	500円	期限超過 取消依頼手数料	2,000円	チャージバック手数料 (強制取消)	3,500円
		翌日以降	2,000円				
	お支払サイクル	<input type="checkbox"/> 月2回払い (基本プラン)	<input type="checkbox"/> 週払い(月4回) 通常 (オプションプラン)	<input type="checkbox"/> 週払い(月4回) 早期 (オプションプラン)	<input type="checkbox"/> 週払い(月4回) 特急 (オプションプラン)		
		月2回払い：1～15日決済分⇒翌月15日払/16～末日決済分⇒翌月末日払					
		週払い通常：1～7日決済分⇒翌月7日払/8～15日決済分⇒翌月15日払/16～23日決済分⇒翌月23日払/24～末日決済分⇒翌月末日払					
		週払い早期：1～7日決済分⇒当月末日払/8～15日決済分⇒翌月7日払/16～23日決済分⇒翌月15日払/24～末日決済分⇒翌月23日払					
		週払い特急：1～7日決済分⇒当月23日払/8～15日決済分⇒当月末日払/16～23日決済分⇒翌月7日払/24～末日決済分⇒翌月15日払					
	■特記事項						
※週払いプランは別途審査及びオプション決済手数料を頂戴致します。 ※お振込時、振込事務手数料を月2回払い700円、週払い350円頂戴致します。							
初期費用	加盟店ID発行費用						
	オプション品(買取) <input type="checkbox"/> カードリーダー ¥10,000						
	合計						
月額費用	システム月額基本料 ¥1,980						
	<input type="checkbox"/> QRコード <input type="checkbox"/> 継続課金 <input type="checkbox"/> リンク決済 <input type="checkbox"/> メール決済 ( <input type="checkbox"/> API接続 )						
	合計						
※主契約の店舗様に月額がある場合、追加店舗様にも月額が発生し、合算請求となります。							
備考欄	■デポジット：月間売上 ( ) % ( ) ヶ月(ローリング)						
	■明細書再発行手数料 1明細 500円						
注) 決済取消期限は決済日から10日間です。期限超過後の決済取消については、取消費用に期限超過取消依頼手数料を加算致します。 お振込日が土・日・祝祭日の場合は、翌営業日が振込日となります。							
※記載金額は税抜です。							

<申込時添付書類>

- 《法人契約》 ①登記簿謄本コピー ②法人番号指定通知書コピー ③現住所記載の身分証明書コピー(マイナンバーカード表面、運転免許証両面、パスポート等)  
④通帳コピー(表紙+見開き口座情報ページ) ※通帳が無い場合は口座名義と口座番号が分かる画面を印刷したもの ⑤連帯保証人身分証明書コピー
- 《個人契約》 ①現住所記載の身分証明書コピー(マイナンバーカード表面、運転免許証両面、パスポート等) ②通帳コピー(表紙+見開き口座情報ページ)  
※通帳が無い場合は口座名義と口座番号が分かる画面を印刷したもの ③連帯保証人身分証明書コピー
- 《その他必要書類》 ①営業許可証または営業届出確認書(届出の必要な業種のみ) ②代表者様の名刺

※公的証明書は発行から3ヶ月以内のものをご用意ください。

※裏面の加盟店規約及び合意書をご確認のうえ、署名・捺印をお願い致します。

# 加盟店規約（2018年12月版）

## 第1条 (加盟店)

- 加盟店とは、本加盟店規約(以下「本規約」)の内容を承認の上でローバルベイト株式会社(以下「当社」)が加盟の申込み、当社及び当社と提携するクレジットカード会社(本申込書において本規約が確定したクレジットカード会社、以下「カード会社」)が加盟の申込みも承認した法人又は個人をいいます。
- 加盟店は、本規約に基づき当社カードが運営する「ドル建て」又は円建てによるクレジット海外決済システム(以下「本件システム」)により行商商品の販売を行う店舗又は事務所(加盟店以外の店舗が加盟店を仮設している場合を含む)について、予め当社が指定した事項を添付して承認を得るものとします。当社の承認なし店舗又は事務所においては、本件システムの利用を行うことができないものとします。
- 当社が必要と認め場合、加盟店において本件システムを利用して販売等に携わる従業員等について、事前に当社に届け出なければならないものとします。
- 加盟店は、本件システムに携わる従業員等につき、その責任において統括して管理するものとします。
- 次に示す加盟店と当社との間で加盟契約が成立する同時に、当社は加盟店を代理してカード会社との間で加盟店がカード会社所定の包括代理加盟店規約(以下「包括代理加盟店規約」)を締結し、これによりカード会社と加盟店及び当社との間で包括代理加盟店規約が成立するものとします。

## 第2条 (効力発生)

- 加盟店と当社との本規約に基づく加盟店契約(以下「本契約」)の効力発生日は、第1条により当社が加盟店を審査した結果、承認した日をもってその効力が発生するものとします。

## 第3条 (本件システムによる販売方法)

- 本規約が適用される販売は、本件システムを決済手段として利用する加盟店が物販・役務・サービス・ソフトウェア・情報等(以下「取扱商品等」)の購入や提供を希望する顧客(以下「顧客」)に対し、取扱商品等の売買契約又は役務提供契約を対象とするものであり、加盟店が本規約及び関連規則の定めるところにしたがって顧客に対し、取扱商品等の売買契約又は役務提供契約を行うものに限定されるものとします。

## 第4条 (取扱商品等)

- 加盟店は、取扱商品等の種類、内容及び販売形態について、事前に当社に届け出るものとします。
- 加盟店は、以下の商品等については取扱いを行うことができないものとします。
  - 他人の名誉又は信用を損なうもの
  - 他人の特許権、実用新案権、商標権、著作権等の知的財産権を侵害するもの
  - 刑事罰又は行政処分の対象となるもの
  - 他の日本の法令に反するもの
  - その他、当社が適当と判断したもの
- 加盟店は、旅行商品、酒類、薬類等販売に際し許認可を要する商品の販売を行う場合には、事前に当社に対しこれを証明する書類を提出し、当社の承認を得るものとします。加盟店が当該許認可を失った場合は直ちに当社に連絡するものとし、以後本件システムによる当該商品の販売を中止するものとします。
- 当社は、いつでも加盟店が本件システムを利用して販売しようとする商品を調査することができ、加盟店は調査を受け入れなければならないものとします。

## 第5条 (加盟店の責務)

- 加盟店は、顧客に対しその取扱商品等の内容について十分説明の上、売買契約又は役務提供契約の締結を行うものとします。
- 加盟店は、本件システムを利用する加盟店について、本規約等に従い、善良な管理者として誠実に業務を行うものとします。
- ドル建ての本件システムを利用する加盟店は、クレジット海外決済システムである旨を十分理解した上で、顧客に対しては為替相場の変動により、カード会社から本件システムを利用する加盟店が、クレジット海外決済システムである旨を通知する義務を負うものとします。
- 加盟店は、顧客との売買契約又は役務提供契約に基づき取扱商品等については、基本的に店頭にて顧客に対し速やかに供給又は提供されるものとします。
- 加盟店は、前項以外による顧客への供給又は提供については、加盟店の責任において速やか且つ安全な確保な方法により、顧客の指定した送付先に発送又は当社の認められた方法によりサービスを提供するものとします。なお、当該商品等について引渡が遅延又は品切れが生じた場合には、加盟店は遅滞なく当該顧客に対し連絡を行い、書面にて遅滞時期を通知するものとします。
- 加盟店は、カード会社の発行するクレジットカード(以下「カード」)による取扱商品等代金の支払(以下「信用販売」)を希望した顧客(以下「会員」)に対し、以下の事項を遵守するものとします。
  - 会員に対し、以下の事項に該当する場合を除いて、正当な理由なくカードの取扱を拒絶又は現金による支払と異なる代金の請求など、会員に不利となる差別的取扱や信用販売の円滑な運用を妨げる何の制限も行わないものとします。
    - 会員が、本人以外の者と判断、判明したとき
    - カード会社が承認を得ていないとき
    - 本件システムが稼働していないとき
  - 加盟店は、当該信用販売以外の目的をもって、承認番号の照会等の不正行為を行わないものとします。
  - 加盟店は、カードについて以下の事項に該当する場合には、カードによる信用販売を行わず否かについては、当社の指示に従うものとします。
    - カード名義・会員の性別・年齢・カード発行会社・会員番号等が整合しない事項がある場合
    - カードの利用方法に不審がある場合
    - 同一会員が異なる名義のカードを提示し来場する場合
    - カード会社が予め通知した後、顧客が当該カードを大量にご購入すると思われる場合
  - 当該取引について、通常の取引と比較して異常な売上又は高価な商品の申込みがある場合
- 加盟店は、前項の場合もまた前項の場合に該当しないときでも、当社が当該取引における以下の事項について調査依頼等を行った場合、これに該当する事項を負うものとします。
  - カードの使用履歴の状況
  - カード及びカード発行会社の確認
  - 会員番号、カードの会員名及び本人確認
  - その他、当社が必要と判断し加盟店が協力し得る事項
- 加盟店は、当社及び提携会社がカードの不正利用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。

- 加盟店が、顧客との取引において本件システムを利用する場合は、その売上基準日を以下に定める内容により定めるものとします。
  - 加盟店が商品等の販売をしたときは、商品等の発送日
  - 加盟店がサービスを提供したときは、最初サービスの提供開始日
- 加盟店は、顧客との取引における売上につき、以下の事項を行ってはならないものとします。
  - 現金の返入れ、過剰の売掛金回収など、当該取引によって発生した債権以外の債権を記録すること
  - 売上を修正すること
  - 1回の取引について、複数の売上に分けて当該取引を記録すること
  - 事実と異なる期日や空増した売上債権を記録すること、不实、不正の記録をすること
- 加盟店は、取扱商品等を複数回にわたり引渡又は提供する場合において、当該売上債権情報を当社に通知した後に顧客が当該取引の契約を解除したときは、直ちに当社所定の方法で通知し、当該取引の返金に応じるものとします。この場合、加盟店は、当社に対し、当該取引についての取消事務手数料を支払うものとします。
- 加盟店は、取扱商品等を複数回にわたり引渡又は提供する場合において、加盟店側の帰責事由により引渡又は提供が困難となった場合、直ちにその旨を当該顧客及び当社へ通知するものとします。
- 加盟店は、本条に定める禁止事項等に違反したことに伴い、当社及びカード会社に損害を与えた場合には、当社及びカード会社が被った損害を賠償するものとします。

## 第6条 (関連法規の遵守)

加盟店が取扱商品等を販売、提供する際、以下の関連法規及びその運用について遵守するものとします。

- 特定商取引に関する法律、割賦販売法及び消費者契約法に関する法律の規定
- 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の指し商品、指定役務及び指定権利に該当する取扱商品等について、顧客に対し販売を行った場合又は顧客自ら購入を受けた場合、同法に定める書面の交付を行うこと
- 当該売上債権情報を当社に通知した後、顧客が割賦販売又は特定商取引に関する法律に定める申込みの撤回又は契約の解除の場合のクレジットバック権行使した場合は、直ちに当該売買契約を取消すとともに当社所定の方法で取消手続を行うこと
- 取扱商品等の販売方法が特定商取引法に定める方法に適合しない場合は、加盟店は上記規定を遵守するよう当該取引にかかわる従業員についてもその責任において教育・指導等を行うものとします。
- 取扱商品等にかかわる消費者等に対して、本条の規定に違反した行為が判明した場合、直ちに当社に報告するとともに誠意をもって当該取引の問題解決、改善するものとし、必要に応じて当該顧客の停止等の措置を速やかに講ずるものとします。
- 加盟店は、販売した商品等について、顧客が加盟店に対してする事由によって割賦販売法第30条の4に規定する支払停止の権利を主張したときは、当社に直ちに連絡するとともに速やかに当該事実について解決するよう努めるものとします。

## 第7条 (本件システム利用料)

- 本件システム利用料等の金額、利率等については、クレジット決済サービス申込書のとおりとします。
- 当社は、本件システム利用料等の金額、利率等について、経済情勢等の事情により、相当の範囲をもって改定できるものとします。改定については、当社から加盟店に対して任意の手段で通知することにより行われ、加盟店は上記改定に従うものとします。
- 加盟店における取消及びリチャージカードが決済額の2%を超えるとき、取消額の5%を取消費費用に加算する特別条件を適用することができるものとします。ただし、加盟店における本件システムの利用状況等を確認し、当社が相当の理由を認めた場合に限り適用するものとします。

## 第8条 (代金決済の方法)

- 当社は、本件システムを利用した売上債権を加盟店に通知するものとします。
- 当社は、加盟店の売上金額から本件システム利用料等控除した金額を、加盟店が指定する金融機関預金口座に振込するものとし、又当社所定の振込事務手数料を加盟店が負担するものとします。
- 当社は、加盟店の支払への対価の支払について取引上の必要があると判断した場合は、デポジット取引(現金預金)に基づく代金決済を行い、当社が加盟店への支払の売買契約解除及び返品等の引上を要する目的で月次支払金額から一部留保するものとします。また、加盟店は、当社がデポジットの金額、その支払方法については、加盟店は当社の指示に従うものとします。
- 加盟店は、当社との取引において使用する金融機関預金口座を変更する場合は、直ちに当社所定の書面をもって当社に届け出るものとします。本条はカード会社及び加盟店に対して直接適用を行うべきとす。当社は第13条5項に記載のとおり包括代理加盟店規約を締結していることから、カード会社より当社に届出た後、当社より加盟店へ届け出ることとし、加盟店はこれを遵守するものとします。

## 第9条 (売買契約等の解除等)

- 加盟店は、顧客との取扱商品等販売にかかわる売買契約又は役務提供契約を解除したときは、当社所定の方法により遅滞なく通知し、当該顧客に返金するものとします。上記の場合、加盟店は、当社に対し、当該取引取消事務手数料を支払うものとします。

## 第10条 (クレジットカードにかかわる信用販売代金の返還(チャージバック))

- 加盟店の信用販売において、以下の事由に該当する場合は、当社は第8条に基づく加盟店に対する代金決済について、取消又は留保することができるものとします。
  - 加盟店が会員との信用販売に係る契約を解除したとき
  - 加盟店の信用販売の売上データに不正の記載があったとき
  - 会員資格を有しない者及びカード会社からの第三者カードを利用したとき
  - 会員が当該信用販売に際し利用の意なく、利用金額超過などの疑念を生じ出したとき
  - 会員が当該信用販売代金の決済をしない場合において、カード会社がチャージバックと判断したとき
  - 加盟店と当社との契約が解除され又は取引が程度に低下したとき
  - 当社が加盟店と連絡が取れなくなるなど、将来的にチャージバックのトラブルが発生するものと見込まれるとき
  - その他、上記各事由と同様の事由が発生又は発生するおそれがあるものとし、当社が判断したとき
- 当社は、当該前項の当該代金について支払を完了しては、将来支払うべき本件対価又は保証金から当該代金を差し引くことができるものとします。また、当社が差し引くべき対価のない場合、当社は加盟店に対し当該代金について返還請求ができるものとし、加盟店は直ちにその返還に応じるものとします。

## 第11条 (紛争の処理)

- 加盟店は、顧客との紛争については、加盟店の責任において遅滞なく解決を図るとし、当社及びカード会社に何の迷惑もかけないものとします。かつ、加盟店は、何の対価の支払義務もなく、加盟店の代表者及び支払を拒否できないものとします。また当該紛争について、当社から加盟店に既に支払が完了していた場合には、当社に加盟店による返金を求めることができるものとし、加盟店は直ちにその返金に応じるものとします。
- 加盟店は、前項の場合、すべて自らの責任においてその代金の回収を行うものとし、当社及びカード会社に対し一切迷惑をかけるものとし、また、本条の紛争により、当社及びカード会社に損害が生じた場合、加盟店がその一切の損害について賠償する義務を負うものとします。また、当社は、加盟店が本規約に基づく義務に違反した場合は、第8条に基づく代金を相当期間留保することができるものとし、当該留保金を当社及び提携会社が生じた損害の賠償及び当社が当該紛争の解決に必要なと判断した対応費用に直ちに充当することができるものとし、加盟店は異議を述べないこととします。

## 第12条 (機密保持)

- 加盟店及び当社は、本契約の履行上相手方から秘密と指定して開示を受けた技術、営業上又はその他の情報(以下「機密情報」)については、これを機密として扱い、本契約の有效期内のみならず本契約終了後においても、相手方の事前の書面による承諾なくして、いかなる第三者に対しても開示、漏洩せず、本契約の定める業務以外の目的に利用しないものとします。
- 前項の機密情報には、当社と加盟店間に提供する業務連絡などの情報等が含まれるものとします。
- 加盟店及び当社は、機密情報の滅失、毀損、漏洩等することのないよう、保管、管理について必要な措置を講ずるとともに、各々、自ら支障が可能な範囲において、機密情報の滅失、毀損、漏洩等に関し責任を負うものとします。
- 第1項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密保持義務の対象とはならないものとします。
  - 相手方から取得する以前に既に公知であったもの
  - 相手方から取得した後に、自らの責によらず公知となったもの
  - 相手方から取得する以前に既に所有していたもの
  - 正当な権限を有する第三者から情報提供を履行し合法的に入手したもの
  - 相手方から取得した機密情報終了後、独自に開発したものであるもの
- 加盟店及び当社は、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。

## 第13条 (個人情報等の保護義務)

- 加盟店は、本件システムの利用をして知り得た顧客個人に関する一切の情報(以下「個人情報」)を秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に対し提供、開示、漏洩してはならないものとします。
- 加盟店は、個人情報を滅失、毀損、漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当社の支配が可能な範囲を除き個人情報の滅失、毀損、漏洩等に関し責任を負うものとします。
- 加盟店が、本件システムによる取引において、顧客から個人情報の開示、利用の範囲、方法について承認を得た場合は、当該顧客の承認範囲における個人情報の開示、利用の範囲、方法に対しては本条の規定を適用しないものとします。
- 加盟店が、本契約にかかわる業務処理を第三者に委託する場合においても、その委託先に対して当該取引について本条の定めが適用されるものとし、

## 第14条 (加盟店が個人の場合の当社の個人情報の取扱いについて)

- 当社は、加盟店が提供された加盟店の個人情報、加盟店管理に必要な範囲で利用致します。本目的以外の利用はいたしません。
- 当社は加盟店から提供された加盟店の個人情報、以下に該当する場合を除き、第三者に提供することはいりません。
  - 利用目的達成のために、当社の業務委託先等に開示又は提供する場合
  - 法令に基づく場合
- 当社が外部への個人情報の漏洩等がなされない、適切な安全対策を講じ、保管・管理を行います。

## 第15条 (加盟店が個人の場合の当社の個人情報の取扱いについて)

- 当社は、加盟店が提供された加盟店の個人情報、加盟店管理に必要な範囲で利用致します。本目的以外の利用はいたしません。
- 当社は加盟店から提供された加盟店の個人情報、以下に該当する場合を除き、第三者に提供することはいりません。
  - 利用目的達成のために、当社の業務委託先等に開示又は提供する場合
  - 法令に基づく場合
- 当社が外部への個人情報の漏洩等がなされない、適切な安全対策を講じ、保管・管理を行います。

## 第16条 (加盟店が個人の場合の当社の個人情報の取扱いについて)

- 当社は、加盟店が提供された加盟店の個人情報、加盟店管理に必要な範囲で利用致します。本目的以外の利用はいたしません。
- 当社は加盟店から提供された加盟店の個人情報、以下に該当する場合を除き、第三者に提供することはいりません。
  - 利用目的達成のために、当社の業務委託先等に開示又は提供する場合
  - 法令に基づく場合
- 当社が外部への個人情報の漏洩等がなされない、適切な安全対策を講じ、保管・管理を行います。

## 第17条 (加盟店が個人の場合の当社の個人情報の取扱いについて)

- 当社は、加盟店が提供された加盟店の個人情報、加盟店管理に必要な範囲で利用致します。本目的以外の利用はいたしません。
- 当社は加盟店から提供された加盟店の個人情報、以下に該当する場合を除き、第三者に提供することはいりません。
  - 利用目的達成のために、当社の業務委託先等に開示又は提供する場合
  - 法令に基づく場合
- 当社が外部への個人情報の漏洩等がなされない、適切な安全対策を講じ、保管・管理を行います。

## 第18条 (加盟店が個人の場合の当社の個人情報の取扱いについて)

- 当社は、加盟店が提供された加盟店の個人情報、加盟店管理に必要な範囲で利用致します。本目的以外の利用はいたしません。
- 当社は加盟店から提供された加盟店の個人情報、以下に該当する場合を除き、第三者に提供することはいりません。
  - 利用目的達成のために、当社の業務委託先等に開示又は提供する場合
  - 法令に基づく場合
- 当社が外部への個人情報の漏洩等がなされない、適切な安全対策を講じ、保管・管理を行います。

## 第19条 (本規約の変更)

- 当社は、本規約の規定を経済情勢その他の事情により変更するときは、当社任意の手段で通知することにより本規約を変更することができるものとします。

## 第20条 (住所変更等の通知義務)

- 加盟店は、商号、代表者、本店所在地の他重要な事項に変更があった場合は、直ちに当社に書面にて通知するものとします。
- 前項に定める通知があった場合、当社から送付された通知その他の書面が延滞又は到着しなかった場合は、これらの通知は通常到着すべきときに到着したものとみなすものとします。

## 第21条 (損害賠償)

- 本契約に基づき理由により、本規約又は本件システムに関連して加盟店に損害が生じた場合は、当社は加盟店の通常かつ直接の損害に限り加盟店が当社に対して本件システム利用料の対価として支払済みのシステム利用料を限度として損害賠償責任を負うものとします。

## 第22条 (加盟店間の関係)

- 本契約及び本申込書より、本規約又は本件システムに関連して加盟店に損害が生じた場合は、当社は加盟店の通常かつ直接の損害に限り加盟店が当社に対して本件システム利用料の対価として支払済みのシステム利用料を限度として損害賠償責任を負うものとします。

## 第23条 (期間の利益の喪失及び即時解除)

- 当社は、次の各号の事由が生じた場合、加盟店に何ら催告を要せず当社任意の手段で通知することにより期間の利益を失わせ、その時点で一切の存在するすべての債務を共に履行することを請求できるものとします。
  - 本規約に違反し、当社任意の手段で規約の履行を催告し、催告後、当社が定める期日を経過して規約の内容が履行されたこと
  - 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分の上で受けたとき
  - 破産又は民事再生手続、特別清算手続、不渡り手続若しくは会社更生手続の開始の申立てを受けたとき、又は自己申立てしたこと(任意整理の通知は別項を参照)を含むもの
- 自ら届出した手形又は小切手につき、不渡り手続を受ける等支払停止状態に陥ったとき
- 清算手続を開始したとき
- 破産管財人が破産処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
- 詐欺、営業の停止、資本の減少、営業の譲渡又は合併(自己の存在会社を多数吸収合併を除く)を決議したこと

## 第24条 (信用情報機関への照会及び登録)

- 加盟店は、当社が、当社及びカード会社が加盟する信用情報機関に、加盟店に関する情報を入手できるように予め同意するものとします。
- 加盟店は、本規約により発生した取引の目的を不十分信用情報、当社及びカード会社が加盟する信用情報機関に登録し、同機関に加盟する会社等が、自らの取引上の判断のための情報を利用すること、予め同意するものとします。

## 第25条 (金融機関)

- 加盟店は、当社との加盟店契約を解除した場合又は解除された場合には、速やかに当社が貸付した決済機器等の物品を当社に返却するものとします。

## 第26条 (支払の留保)

- 当社は、次の各号に定める場合に、加盟店が負担すべき金額の弁済に充てられ、加盟店に支払うべき金額の全部又は一部を、加盟店の同意を得ることなく、原則として6か月間留保することができるものとします。また、この期間は当社又はカード会社の判断によりこれを延長することができるものとします。
  - 第15条1項各号に定める事由が発生した場合
  - 理由の如何を問わず、本規約に基づく契約が終了した場合
  - 前項で定められた支払留保期間(本条第3項で延長した期間も含む)、加盟店が当社に対して負担すべき金銭が発生した場合、当社は、前項で支払を留保した金額をこれに充当することができるものとします。

- 当社は、本条第1項で定められた留保期間中又は留保期間満了後、当社又はカード会社の判断により留保期間を延長することができるものとします。
- 本条第1項で定められた金額の総額が、本条第1項で当社が留保した金額と加盟店に本社と金上の合算額を超過したと超過する恐れがあるとき加盟店は、本条第1項で定められた金額の総額につき請求書を発行するものとします。加盟店が当該請求書記載の支払期日より請求額を支払った場合は、本条第1項で定められた金額の総額につき請求書が発行するものとします。

- 当社は、本条第1項で支払を留保した金額につき、本条第1項に定められた期間満了後、本条第2項で支払に充当した額に関する事務手続を解除した上で、当社が定める方法にしたがって加盟店に留保した金銭を返還するものとします。ただし、本条第3項において留保期間を延長した場合はこの限りでないものとします。なお、当社が本条で留保した金額について、利息等が発生しないものとします。

## 第27条 (合意管轄)

- 加盟店及び当社は、本規約に基づく紛争を裁判により解決する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## 第28条 (存続条項)

- 本規約は、中途解約その他の原因の如何にかかわらず本契約が終了した場合といたども、本規約は依然として有効に存続するものとします。

## 第29条 (その他)

- 本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈につき疑義が生じたときは、双方協議に基づき誠実に協議の上これを決定するものとします。

## 合意書

契約者(以下「甲」)は、グローバルペイメント株式会社(以下「乙」)が提供するクレジットカード決済システム(以下「本システム」)利用申込みに際し、乙より2018年12月版加盟店規約(以下「本規約」)を受領し、その内容を理解したものとします。

甲は、乙の審査の結果加盟が認められた場合、本規約を順守し、本システムを利用するものとします。

甲及び乙は、甲乙間で締結される本規約に基づく加盟店契約に関し、次のとおり合意します。

1 甲は、サービス利用開始以後も本規約を保管するものとし、本規約が改定される場合、乙は、甲に改定内容を通知し、かかる通知をもって甲は、改定内容を承諾したものとみなします。また、甲は、甲の責任で本規約を管理し、乙に対してその改定内容について異議を申し立てないものとします。

2 本規約記載のクレームの発生率が高く、甲において不正、不相当又は不適切なオペレーションが行われている疑いがあると乙又は乙の提携銀行が判断した場合には、乙の判断に基づき、甲に対する決済サービスの提供を中止及び支払留保をすることができるものとします。

3 前項の際、乙は甲に対し、サービス提供の中止時点までの未精算カード決済金について、チャージバック申立ての有効期間である6か月間(問題が起こる可能性があるとは判断した場合には6か月以上)、乙の提携銀行側にプールされる可能性があるため、上記期間において、未精算カード決済金の全額を支払うことができなくなる場合があることを、甲は事前に確認し、乙の上記支払留保について予め了承することとします。

4 甲は、乙から受けたチャージバック通知、決済返金通知に異議なく従うものとします。また、乙からのこれらの通知方法については、電子メールその他乙が決定した任意の手段によるものとします。

上記の場合において支払が留保された未精算決済金についての具体的な支払時期及び支払金額等については、返金の発生率、件数等に応じて、乙の判断により決定するものとします。

5 本規約に基づく加盟店契約の解約・解除後においても、乙は甲に対し収納代金及び返金等の未精算額の完済までは、その限度において、本規約の効力を有するものとします。

甲は、西暦 年 月 日 本合意書及び本規約の内容に異議なく同意します。

(甲)

所在地
法人名・店舗名
氏名



(乙)

東京都港区麻布台二丁目3番22号  
一乗寺ビル2階

グローバルペイメント株式会社  
代表取締役 小松 芳史